書面による申請の場合（郵送による提出）

無人航空機の登録を書面で申請をされる方は、申請書様式に必要事項を記入し、本人確認書類＊1を添えて郵送してください。

無人航空機を複数所有の方は、申請書様式の「無人航空機情報」を追加する等により申請してください。

＊1 本人確認書類：①又は②のいずれか

※電子メールにより本人確認が行われます。受信したメールに記載の URL をクリックいただかないと手続きされませんので、ご注意ください。

① 印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、所有者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの（コピー不可）

② 以下の書類のうち、所有者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの 2 種類の写し（コピー、写真等）

・運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳等

その後、郵送された収納機関番号、納付番号、確認番号により手数料を ATM 又はインターネットバンキングで支払いを行ってください。

（書面による申請の手数料は 2,400 円（オンライン申請の手数料は、900 円又は 1,450 円））

申請書の提出先・お問い合わせ先は、下記のとおりです。

※登録記号の通知を郵送で希望される方は、「別紙」を申請書に添えて下さい。

〇お問い合わせ先

無人航空機　ヘルプデスク　03-5539-0352

〇提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

〒170-0005　東京都豊島区南大塚三丁目 30 番 3 号（大塚トーセイビルⅢ 4F）

株式会社アイネットサポート　国土交通省無人航空機登録申請受付事務局　行

別　紙

手続き終了後、登録記号を電子メールで通知します。
同様に郵送でも通知することができます。
（※登録記号発番後の郵送となりますので、お時間要することご了承ください。）

☐はい、郵送でも受け取りを希望します。（希望の場合は☑チェック）

提出前に以下ご確認ください。

項目		チェック	確認内容	よくある間違い
所有者・使用者情報	住所	☐	本人確認書類に記載されている住所と一致していますか。	・都道府県が重複している 例）東京都東京都〇〇区 ・区市町村が抜けている 例）東京都霞ヶ関 2-1-3
	氏名	☐	本人確認書類に記載されている氏名と一致していますか。	・個人申請で法人名称が記載されている ・漢字変換を誤っている 例）機体 花子 → 機体 華子
	生年月日	☐	本人確認書類に記載されている生年月日と一致していますか。	
	電話番号	☐	電話番号の桁数は足りていますか。	・電話番号の頭の数字が抜けている 例）市外局番が抜けている
	本人確認書類	☐	有効な書類が添付されていますか。	・書面申請において２種類必要だが、１種類しか添付されていない 例）運転免許証の写しだけ添付 等
機体情報	製造番号	☐	製造番号は間違いありませんか。	・機体の部品番号やロット番号が記載されている ・0（ゼロ）と O（オー）、1 と I、5 と S を読み間違ている ・2 行で書かれているうち、1 行目しか記載していない
	機体寸法	☐	機体寸法は m（メートル）の単位で入力されていますか。	・ｃｍ（センチメートル）の単位で記載されている
	機体重量	☐	機体重量は kg（キログラム）の単位で入力されていますか。	・g（グラム）の単位で記載されている
	最大離陸重量	☐	機体重量は kg（キログラム）の単位で入力されていますか。	・g（グラム）の単位で記載されている
	製造区分	☐	メーカーの機体／自作した機体の選択は間違いありませんか。	・メーカー機として登録が必要な機体を自作した機体として申請している
	改造の有無	☐	「あり」の場合、申請が必要な改造に該当しますか。	・メーカー純正品を装着し、改造ありとしている